

仕 様 書 (案)

1 件名

米穀 (第1ブロック)

2 納入食材

- ・奈良県産ヒノヒカリ 2等以上又は奈良県産コシヒカリ 2等以上又は奈良県産ひとめぼれ 2等以上
 - ・令和8年度産または令和9年度産
 - ・精白米 (納入日 1週間以内に精白したもの)
- (ロット変更時に農産物検査法に基づく農産物規定規格として上記事項が証明される資料を提出すること。また精米年月日または精米時期を表示すること。)

3 納入場所・年間購入予定量・納入予定回数

園名・住所	電話番号	年間購入予定量
帯解こども園 柴屋町 20 番地	0 7 4 2-6 1-0 5 5 4	5 6 0 k g
高円こども園 古市町 1 2 4 9 番地	0 7 4 2-6 1-0 1 3 9	7 9 0 k g
若草こども園 川上町 4 9 3 番地の 1	0 7 4 2-2 2-7 0 1 9	2 8 0 k g
都南保育園 横井一丁目 1 0 7 番地の 1	0 7 4 2-6 1-2 8 7 0	4 0 0 k g
		(合計) 2, 0 3 0 k g 程度

4 契約期間

令和8年11月1日から令和9年10月31日まで

5 契約単価

1 k g あたりの価格 (円)

6 発注方法

- ・納入日 1週間前までに、園から業者に電話もしくはFAXにて直接発注を行うものとする。
- ・納入日 1か月前までに、次月 1か月分の発注数の目安量を園から業者へ電話もしくはFAXで連絡を行う。
- ・発注量については 10 k g 単位で園が指定したとおりとする。

7 納入方法

- ・園が希望する日時までに納品すること。
- ・受け渡しには必ず立ち会い、異物混入、品質等の不具合があった場合には交換に応じる
こと。
- ・園への配送の際は適切な温度管理を行うこと。
- ・仕入れから納入までに要する費用は業者の負担とする。
- ・その他納入においても、園と協議した上で決定すること。

8 支払方法

毎月月末〆翌月払いとする。

9 その他

- ・流通量の不足等の事由により奈良県産米の納入が困難な場合は、幼保こども園課と協議
を行うものとする。
- ・地産地消の観点から、納入食材については奈良市産米が主体であることが望ましい。
- ・本件に関する疑義が生じた場合は、幼保こども園課の指示に従うものとする。

仕 様 書 (案)

1 件名

米穀 (第2ブロック)

2 納入食材

- ・奈良県産ヒノヒカリ 2等以上又は奈良県産コシヒカリ 2等以上又は奈良県産ひとめぼれ 2等以上
 - ・令和8年度産または令和9年度産
 - ・精白米 (納入日 1週間以内に精白したもの)
- (ロット変更時に農産物検査法に基づく農産物規定規格として上記事項が証明される資料を提出すること。また精米年月日または精米時期を表示すること。)

3 納入場所・年間購入予定量・納入予定回数

園名・住所	電話番号	年間購入予定量
辰市こども園 杏町4 1 4 番地の4	0 7 4 2-6 1-7 0 2 0	1, 3 0 0 k g
学園南こども園 学園南三丁目 1 5 番 2 8 号	0 7 4 2-4 6-1 1 7 6	1, 9 4 0 k g
京西保育園 六条西一丁目 3 番 4 3-1 号	0 7 4 2-4 3-9 0 2 3	3 7 0 k g
		(合計) 3, 6 1 0 k g 程度

4 契約期間

令和8年1 1 月 1 日から令和9年1 0 月 3 1 日まで
ただし京西保育園については令和9年4 月 1 日から民間移管されるため、契約期間は令和9年3 月 3 1 日までとする。

5 契約単価

1 k g あたりの価格 (円)

6 発注方法

- ・納入日 1 週間前までに、園から業者に電話もしくは F A X にて直接発注を行うものとする。
- ・納入日 1 か月前までに、次月 1 か月分の発注数の目安量を園から業者へ電話もしくは F A X で連絡を行う。
- ・発注量については 1 0 k g 単位で園が指定したとおりとする。

7 納入方法

- ・園が希望する日時までに納品すること。
- ・受け渡しには必ず立ち会い、異物混入、品質等の不具合があった場合には交換に応じる
こと。
- ・園への配送の際は適切な温度管理を行うこと。
- ・仕入れから納入までに要する費用は業者の負担とする。
- ・その他納入においても、園と協議した上で決定すること。

8 支払方法

毎月月末〆翌月払いとする。

9 その他

- ・流通量の不足等の事由により奈良県産米の納入が困難な場合は、幼保こども園課と協議
を行うものとする。
- ・地産地消の観点から、納入食材については奈良市産米が主体であることが望ましい。
- ・本件に関する疑義が生じた場合は、幼保こども園課の指示に従うものとする。

仕 様 書（案）

1 件名

米穀（第3ブロック）

2 納入食材

- ・奈良県産ヒノヒカリ 2等以上又は奈良県産コシヒカリ 2等以上又は奈良県産ひとめぼれ 2等以上
 - ・令和8年度産または令和9年度産
 - ・精白米（納入日1週間以内に精白したもの）
- （ロット変更時に農産物検査法に基づく農産物規定規格として上記事項が証明される資料を提出すること。また精米年月日または精米時期を表示すること。）

3 納入場所・年間購入予定量・納入予定回数

園名・住所	電話番号	年間購入予定量
都祁こども園 都祁白石町1026番地の6	0743-82-0100	420kg
神功こども園 神功四丁目25番地の3	0742-71-9365	290kg
朱雀こども園 朱雀六丁目9番地	0742-71-5185	530kg
伏見保育園 宝来三丁目9番35号	0742-44-2666	1,480kg
		（合計）2,720kg程度

4 契約期間

令和8年11月1日から令和9年10月31日まで

5 契約単価

1kgあたりの価格（円）

6 発注方法

- ・納入日1週間前までに、園から業者に電話もしくはFAXにて直接発注を行うものとする。
- ・納入日1か月前までに、次月1か月分の発注数の目安量を園から業者へ電話もしくはFAXで連絡を行う。
- ・発注量については10kg単位で園が指定したとおりとする。

7 納入方法

- ・園が希望する日時までに納品すること。
- ・受け渡しには必ず立ち会い、異物混入、品質等の不具合があった場合には交換に応じる
こと。
- ・園への配送の際は適切な温度管理を行うこと。
- ・仕入れから納入までに要する費用は業者の負担とする。
- ・その他納入においても、園と協議した上で決定すること。

8 支払方法

毎月月末〆翌月払いとする。

9 その他

- ・流通量の不足等の事由により奈良県産米の納入が困難な場合は、幼保こども園課と協議
を行うものとする。
- ・地産地消の観点から、納入食材については奈良市産米が主体であることが望ましい。
- ・本件に関する疑義が生じた場合は、幼保こども園課の指示に従うものとする。